

大阪大学サイバーメディアセンター財務委員会内規

第1条 サイバーメディアセンター（以下「センター」という。）に財務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 予算配分及び決算に関すること。
- (2) 競争的資金に係る間接経費の運用に関すること。
- (3) その他財務に関してセンター長が必要と認めたこと。

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長のうちセンター長が指名した者
- (3) センターの教授2名

2 委員は、センター長が委嘱する。

3 第1項第3号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第2号委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

第5条 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

第6条 委員会に関する事務は、情報推進部情報企画課会計係で行う。

附 則

この内規は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年4月27日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。